Português

外国語情報コーナー

English

INFORMAÇÕES ÚTEIS

USEFUL INFORMATION

夏の安全なまちづくり県民運動

日本語記事は6ページにあります。

Movimento Popular Pela Segurança Durante o Verão

Com as férias prolongadas de verão durante o mês de agosto, muitos são tomados pela sensação de liberdade e acabam se esquecendos dos perigos ao redor que nos espreitam. “Não tem problema, eu posso ir sozinho” é uma afirmação descuidada. Em cada esquina podemos terminar envolvidos em acidentes ou ser vítimas de crimes e é necessário ter muito cuidado sempre. Comunique-se com seus vizinhos para que a comunidade possa proteger-se a si mesma e desfrutar de cada dia com segurança e alegria. O Movimento Popular Pela Segurança Durante o Verão é realizado tendo em vista as precauções abaixo.

Cuidados prioritários • Prevenir a invasão de domicílios.
• Prevenir o crime contra mulheres e crianças.
• Prevenir o roubo de carros. • Prevenir fraudes.

▶**Informações:** Departamento de Segurança. Encarregado de prevenção ao crime e segurança no trânsito (tel: 95-0115) e Delegacia de polícia de Anjo (tel: 76-0110).

Summer Community Security Campaign for Aichi Prefectural Residents

In August, the risk of getting involved in crimes is rather high because thieves or kidnappers try to commit crimes when people feel relaxed or do not keep their eyes on strangers. You have to be constantly on your guard around you. To prevent your community from becoming victims of crimes, please support each other by keep your eyes on your neighbors. Chiryu city will launch the campaign emphasizing on the following points:

• Prevent burglars from braking into houses.
• Protect children and women from getting the victims of crimes.
• Protect your cars from car thieves.
• Protect you from bank transfer scams.

▶**Inquiries:** Relief and Safety department, Security Traffic section (TEL: 95-0115 or 76-0110)

8月の無料相談

※消費生活相談コーナーは、8月28日㈮、臨時でお休みします。お急ぎの人は、西三河消費生活相談室（☎0564-27-0999　月～金曜日の午前9時～午後4時30分）をご利用ください。
※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日　午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午・午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111 内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週金曜日　午後1時～4時 ※8月28日㈮は臨時でお休みします。	消費生活相談コーナー（内線202）または経済課（☎95-0125）
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	高齢者職業支援室（内線203）または経済課（☎95-0125）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	8月20日㈭ 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
福祉相談（身体障がい者）	8月16日㈰ 午前10時～正午	身体障害者福祉センター（福祉体育館内）	長寿介護課 施設係（☎82-5151）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】携帯電話の販売店でスマートフォンの機種変更をしたところ、販売員に「Wi-Fiルーターも契約した方がいい」と勧められた。自宅のインターネット環境は無線LANであるため、「いらない」と何度も断ったが「この端末はルーターがないとアプリのダウンロードができない。持ってないと困る」と説明されたため契約した。しかし、自宅で試したところルーターを使用しなくてもアプリをダウンロードできる事がわかった。そのため、Wi-Fiルーターの解約を販売店に申し出たところ「解約料がかかる」と言われた。

【アドバイス】消費者が店舗に出向いて契約した場合、クーリング・オフ制度の適用はないことを説明した上で、実際とは異なる説明を受けて契約したため「不実告知により契約を取り消す」と販売店に伝え、交渉するように助言した。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時　▶問合せ　消費生活相談コーナー（内線202）・経済課（☎95-0125）
【西三河県民相談室】月～金曜日：午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564（27）0999
【中央県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時　▶☎052（962）0999